

人権を尊重しあい、共に支えあう小城市をめざして

小城市人権教育・啓発に関する基本方針



小城市

はじめに

世界人権宣言 (※資料P4) が、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。」と国際連合（以下「国連」という。）において採択以来60有余年を経た今日、この宣言の基本的な考え方は、国際社会に支持されてきました。

しかし、世界各地において、地球規模での環境問題や民族紛争・地域紛争が多発しています。また、国家間利益対立による争いや先進国と発展途上国との意見の相違、経済格差の問題等を含んだ、人権に関する課題がクローズアップされています。いつもその被害者となるのは、子どもや女性、高齢者など弱い立場にある人々であり、このような社会的弱者といわれる人達の人権の行方が注目されています。

「21世紀は人権の世紀」といわれて久しく、わが国においても、数多くの人権施策が行われ、人権に対する国民の関心は高まりつつあります。しかし、景気が低迷し、雇用状況が不安定となる中、貧富の格差が広がるとともに、人間関係が希薄化し、無縁社会 (※資料P6) という言葉が聞かれるなど、人と人との絆が弱くなりつつあり、人権啓発の果たす役割が、一層重要なものとなってきています。

平成17年3月に、小城町、三日月町、牛津町、芦刈町が合併し、小城市が誕生しました。それまで各町で行われていた社会教育、中でも公民館活動を中心とした人権啓発活動や、学校で行われる人権教育をさらに推進するために、同年7月に「小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」が策定、公布されました。

また、平成19年3月に、小城市総合計画 (※資料P1) の「前期基本計画」を、平成24年3月には「後期基本計画」を策定する中、「21世紀は人権の世紀」といわれるように、「共につくる新しいまち」を掲げ、人権尊重社会の確立を目指しています。

人権啓発の課題は、私たちの心の中にある偏見や思い込みから生じる誤った価値観や考えを正していくものであり、一朝一夕にして具現化できるものではありません。ねばり強く、真摯で地道な啓発活動が必要となります。

このような人権に関わる国内外の状況や、本市の状況をみると、現実に対応し効果的で長いスパンを見越した人権教育・啓発に関する基本方針が必要となります。ここに「小城市人権教育・啓発に関する基本方針」を掲げ、さまざまな人権問題の解決を目指していきます。

目 次

はじめに

第1章 基本方針の背景と理念	1
1 基本方針策定の背景	1
(1) 基本方針の策定について	1
(2) 人権をめぐる国内外の動き	1
2 基本方針の基本理念	4
(1) 基本理念—人権尊重社会の確立	4
(2) 目標—各種団体と連携した人権啓発活動	5
(3) 基本姿勢—全市民を対象とした人権教育・啓発活動	5
3 基本方針の性格	6
第2章 人権教育・啓発の推進	7
1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	7
(1) 就学前教育	7
(2) 学校教育	8
(3) 社会教育	10
(4) 一般社会	12
(5) 企業	13
2 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	14
(1) 市職員等	14
(2) 教職員等	15
(3) 社会教育関係者	15
(4) 福祉関係者	16
(5) 医療・保健関係者	16
3 効果的な人権教育・啓発の推進	16
(1) 人材の育成と活用	17
(2) 情報提供の充実・強化	17
(3) 参加しやすい講演会の開催	18
(4) 教材・学習プログラムの開発	18
(5) 各種団体との連携	18
(6) 相談・支援体制の充実	18

第3章 分野別施策の推進	20
1 同和問題	20
(1) 学校教育における人権・同和教育の推進	21
(2) 社会教育における人権・同和教育の推進	22
(3) 啓発活動の推進	22
(4) 教育集会所の活用	23
2 女性に関する問題	23
(1) 男女共同参画社会実現のために	24
(2) 意識啓発による女性の人権意識高揚の推進	24
(3) 子育て支援の推進	25
(4) 暴力（DV）の根絶に向けた環境の整備	25
(5) 男女共同参画を推進する社会システムの構築	25
3 子どもに関する問題	25
(1) 啓発活動の推進	26
(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発	26
(3) いじめ、不登校などの問題への取り組み	27
(4) 児童虐待防止への取り組み	27
(5) 健全育成に向けての取り組み	28
(6) 児童の性的被害の防止及び健康被害の防止	28
(7) 子育て支援の充実	28
(8) 相談機関の周知	29
4 高齢者に関する問題	29
(1) 市民意識の高揚	31
(2) 学校における社会福祉教育の推進	31
(3) 高齢者への虐待防止の取り組み	31
(4) 介護サービスの充実	31
(5) 相談体制及び生活支援体制の充実	32
(6) 健康・生きがいがづくりの推進	32
5 障がいのある人に関する問題	32
(1) 障がい者福祉推進体制の充実	33
(2) 広報啓発活動の推進	33
(3) 障害福祉サービスの提供	34
(4) 人にやさしい環境整備の推進	34
(5) 障がい児教育・特別支援教育の充実	34
(6) 障がい者の保健・医療サービスの充実	34

6	外国人に関する問題	34
(1)	国際交流推進体制の支援	35
(2)	多様な国際交流活動の促進	35
7	患者等に関する問題	35
(1)	正しい知識の普及・啓発活動の推進	36
(2)	相談・支援体制の充実	36
8	インターネットによる人権侵害	36
(1)	啓発活動の推進	37
(2)	学校における情報教育の推進	37
9	人権に関するさまざまな問題	38
(1)	個人情報の流出に関する問題	38
(2)	報道被害者の問題	38
(3)	北朝鮮当局による拉致被害者の問題	39
(4)	東日本震災被災者の問題	39
(5)	その他の人権問題	39
第4章	推進体制の整備	40
1	小城市における推進体制	40
2	国、県、他の市町及び関係団体との連携	40
3	市民、企業、市民団体等との連携	40
4	基本方針の見直し	40

資料

用語の解説

世界人権宣言

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

第1章 基本方針の背景と理念

1 基本方針策定の背景

(1) 基本方針の策定について

ここ数年、科学技術の急激な進歩は、私たちの暮らしを一変させました。特に20世紀後半から、世界はグローバル (※資料P3) 化するとともに、情報が身近なものとなりました。世界の出来事が、すぐに伝わり、生活も大変便利なものとなりました。

しかしながら、国家間の利害関係は深刻に対立し、武力で解決を図るという力の政治外交が展開され、未曾有の大戦を誘発するなど、不幸な出来事を人類は経験してきました。このような歴史を反省し、人間が人間として尊ばれる社会の実現をめざして、「世界人権宣言」が国連において採択され、以後、人権に係る新しい考え方が世界に広がっていきました。

それから60有余年が経過する中、人権に係る諸々の施策、国際法や国内法が整備されていきますが、必ずしも、心休まる暮らしやすい現代社会であるとはいえない面が多くみられます。

経済優先主義や利益優先主義のために、人間らしい生活が出来にくい場合が多くなりました。職を求めて都市部に人口が集中し、地方が活性力を失い、地方のよさが失われています。マスコミの影響により人間の価値観が均一化したり、個性が失われたりしつつあります。また、豊かな人間性を育むことを阻害するような雑誌やメディアも見受けられることがあります。

格差社会 (※資料P2) の進行は貧富の差を拡大増幅させ、教育を受ける子どもたちにその影響が及び、世代を越えてその格差が広がっています。

これらを背景とした中で、人が人として生きていく権利を軽視する人権問題が生じる事象が多くなってきました。いまこそ子どもや女性、高齢者、障がい者など社会的な弱者といわれる立場にある人々をはじめ、すべての人びとが安心し、心豊かに生きていける社会の実現が求められています。

このため、本市では、これからの人権施策の指針となる基本方針を掲げ、さまざまな人権問題の解決を目指していきます。

(2) 人権をめぐる国内外の動き

① 国際的な動き

1千万人以上もの死者負傷者をだした、先の不幸な大戦を反省し、その教訓を生かすものとして、国連が昭和20年(1945年)に設立されました。そして昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会において世界人権宣言が採択されました。世界人権宣言の前文は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ること

のできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である。」（外務省仮訳文）と主旨を述べています。

世界人権宣言は、あくまで宣言であったために、これを具体的に実行させるものとして、宣言後18年を経過した昭和41年(1966年)に、「国際人権規約」が採択されました。

また国連では、さまざまな人々に人権が享受できるように、昭和40年(1965年)に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約) (※資料P1)、昭和54年(1979年)に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約」(女性差別撤廃条約)、平成元年(1989年)には「児童の権利に関する国際条約」(子どもの権利条約)等を採択し、人権に関する多くの条約を採択してきました。

また、国連では人権という普遍的な共通価値を実現するために、平成6年(1994年)の総会において平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを、「人権教育のための国連10年」とする旨が決議され、「人権教育のための国連10年行動計画」 (※資料P4)」が採択されました。

「人権教育のための国連10年行動計画」は、各国において「人権という普遍的文化」が構築されることを目指したものです。この決議の行動計画では、あらゆる学習の場における人権教育の推進、マスメディア (※資料P6)の活用、世界人権宣言の普及など5つの主要目標をあげ、この目標を推進するために、さまざまな具体的提案を掲げ、各国が国内行動を定めることを求めています。「人権教育のための国連10年行動計画」は、人権を文化として位置づけたことに大きな意義があります。

「人権教育のための国連10年行動計画」の終了に伴い、人権教育をより実効性のあるものとするために、平成16年(2004年)の第59回国連総会において「人権教育のための国連10年行動計画」の取り組みを継承する「人権教育世界計画」が決議採択され、平成17年(2005年)からの開始が宣言されました。こうした取り組みは、21世紀を「人権の世紀」とするために、世界のすべての国において人権尊重の精神を広げ、誰もが日常の生活において実践できる「人権」という普遍的文化の創造を目指すものです。

② 国内の動き

わが国においては、長い戦争のあと昭和20年(1945年)、民主主義を基本に据えた、新しい国づくりが始まり、昭和21年(1946年)には、日本国憲法が公布されました。

新憲法では、「主権在民」「平和主義」「基本的人権の尊重」を柱としていま

す。特に個人を尊重する基本的人権に関わるものとして、平等権、社会権、自由権、参政権を内容とし、人権に深く根ざしたものとなっています。

世界の人権の潮流を受け、国連が提唱した前述の「人種差別撤廃条約」「女性差別撤廃条約」「子どもの権利条約」などをはじめ、9つの人権に関わる条約を批准する一方、同じく国連が提唱した「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」等にも積極的な取り組みを行い、人権に係る普及啓発に大きな足跡を残しました。

また、国内法では、「障害者基本法」「男女雇用機会均等法」など法的な整備を行い、基本的人権の擁護、人権意識の普及に努めてきました。

「同和問題」については、「同和対策審議会」が設置され、昭和40年(1965年)に「同和対策審議会答申」が出されました。これを受けて昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」、昭和57年(1982年)に「地域改善対策特別措置法」、昭和62年(1987年)に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が策定され、これら3つの法律によって、一定の成果を残すことができたとし、平成14年(2002年)に同和問題に係る特別対策法が終了しました。また、平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」^(※資料P3)が制定され、特別法で謳われていた精神は、一般法として継続されるに至っています。

このほか人権に係る法律として、平成9年(1997年)は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ新法)」の制定、また、平成11年(1999年)には、「男女共同参画社会基本法」、平成15年(2003年)「個人情報保護法(一部)」、平成18年(2006年)「障害者自立支援法」が施行されるなど人権施策の動きが活発化してきました。

③ 県内の動き

佐賀県においては、さまざまな人権問題の解消を図る取り組みを行ってきました。同和問題については、その早期解決に向けて、国及び市町関係団体と連携をとりながら、各種事業を積極的に展開してきています。

教育に関しては、昭和44年(1969年)「佐賀県同和教育の基本方針」を策定し、学校同和教育、社会同和教育の指針としました。また、これまで学校分野、社会教育分野と別々に活動していたものを、佐賀県人権・同和教育研究協議会として一本化し、両者が連携を深め、効果的な実践ができるようになりました。

平成10年(1998年)には、「佐賀県人権の尊重に関する条例」を制定し、平成11年(1999年)には、「人権教育のための国連10年佐賀県行動計画」となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定されました。平成17年(2005年)にはその見直し

が行われ、平成18年(2006年)には改訂版が公表され、現在に至っています。

2 基本方針の基本理念

平成6年(1994年)12月の国連総会において、「人権教育のための国連10年」が採択されました。これにより政府は、平成9年(1997年)7月4日、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」(国連10年国内行動計画)を策定公表しました。

一方、平成8年(1996年)には、「人権擁護施策推進法」が5年間の時限立法として制定され、人権教育・啓発に関する施策を推進すべき、国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的な事項等について審議するために、法務省に「人権擁護推進審議会」が設置されました。同審議会は2年余りの調査審議を経て、平成11年(1999年)に関係大臣に対して答申を行っています。

政府は、上記の「国連10年国内行動計画」や「人権擁護推進審議会答申」を踏まえて、平成12年(2000年)11月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)を制定しました。

この「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は、現在、人権教育、人権啓発活動を行う根幹となっています。第2条では、「人権教育の定義」として、「この法律において人権教育とは、人間尊重の涵養^{かんよう}(※資料P2)を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く)をいう。」と規定しています。

また、第3条においては「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。」と「基本理念」を規定しています。

第5条では、「地方公共団体の責務」として、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

「小城市人権教育・啓発に関する基本方針」の基本理念は、上記のように国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定される理念を背景としています。

(1) 基本理念 ― 人権尊重社会の確立

今、世界は人口が急激に増加しています。一部先進国や発展途上国の経済発展や科学技術の向上がみられる反面、国家間、民族間、部族間の地域紛争が後を絶たず、戦火の止まない日が続いています。

一方、自然界に目を転ずると、地球温暖化に加え、天候異変が重なり、地球規模的に砂漠化が進み、引いては食糧不足がつづき難民の数が激増しています。

わが国においても、高度経済成長期のあと景気は低迷し、失業率は2009年5.1%、2010年5.1%、2011年4.6%、(2011年は東北3県を除く。総務省「労働力調査」より)と常時5%を上下する状況が続いており、不況・失業に起因する自殺者も増加し、国民の生活は不安定な状況となっています。

社会生活が不安定であれば、日常生活も余裕が少なくなり、人間関係が希薄となってきます。そんな中わが国では、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、未曾有の自然大災害を経験しました。しかし、この大災害を通じて国民が心を合わせ、お互いが精神的にも物質的にも助け合うという貴重な体験をしました。

困難な状況にある時、人々がお互いに助け合うという相互扶助の精神は、先祖から脈々と私たちの体の中に伝わってきました。この精神こそが人権尊重の基礎となるものです。

今、わが国には同和問題をはじめとして女性の人権問題、子どもの人権問題、高齢者の人権問題、障がい者の人権問題など多くの人権問題がありますが、これらの諸課題を解決していくために、人権尊重社会の確立が期待されます。

(2) 目標 ― 各種団体と連携した人権啓発活動

日本国憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の共有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」と規定され、すべての国民に基本的人権の享有を保障しています。

また、憲法は、国民が自由に生きる権利（自由権）、誰でも差別されることなく平等の扱いを受ける権利（平等権）、政治に参加する権利（参政権）、社会的活動の保障（社会権）などを保障しています。

しかし、私たちの日常生活において、いろいろな場所、場面で、多様な人権が侵害される事象が多発しています。これらを解決していくためには、人権擁護委員（※資料P4）、民生委員・児童委員（※資料P6）、社会教育関係団体、地域の諸団体、学校教育関係団体等が必要な情報を共有し、緊密な連携協力体制をとることが必要です。

本市においては、人権問題啓発のために、関係する諸団体と連携した、効果的な啓発活動を目標とします。

(3) 基本姿勢 ― 全市民を対象とした人権教育・啓発活動

昭和23年(1948年)に、「あらゆる差別を撤廃し人権を確立することが恒久の平和を達成する基礎である。」とうたった「世界人権宣言」が、国連総会で採択され、

60有余年になります。

「世界人権宣言」は、人類にとって人権を保障する宣言文でしたが、実行性がありませんでした。この宣言を具現化するために、国連、国内で、さまざまな法律等が整備されていきました。特に、「人権教育のための国連10年行動計画」では、人権教育を「人権教育とは、知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及および広報努力」と定義し、人権の文化を構築することを求めています。

「21世紀は人権の世紀」といわれています。そのためには、一部の人間によって、人権の知識を享有するものではなく、幅広くすべての市民が、人権に関する感性、感覚を習得していくことが、人権という文化の構築に繋がっていくことと思われます。

そのために、本市における人権啓発活動は、全市民を対象として展開される必要があります。

3 基本方針の性格

「人権教育のための国連10年行動計画」の国連決議・採択以降、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定され、2000年(平成12年)12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。

そして、この法律に基づき、国は、平成14年(2002年)、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。県はそれに基づき、平成18年(2006年)、「佐賀県人権教育・啓発基本方針の改定」を策定しています。

本市においては、世界の人権教育・啓発、国内の人権教育・啓発の潮流、県の基本方針をふまえ、かつ、小城市総合計画(平成19年度(2000年度)―平成28年度(2016年度))との整合性を図りながら、「小城市人権教育・啓発に関する基本方針」を策定します。基本方針の性格は、今後の本市において実施すべき人権教育・啓発の基本的な方針を示すものです。

第2章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権はすべての人間に平等に享有されるべきものであり、人権が尊重され差別や偏見のない社会実現のためには、幼児から高齢者まであらゆる年齢層に対する人権教育・人権啓発活動を行うことが重要です。

幼い段階から、自分を大切にするとともに、他人を大切にするという気持ちを育み、他人の心の痛みを理解できる人間形成が営まれなければなりません。こうして培われた心情や価値観が心豊かな社会生活を過ごしていく土台となります。

これらの心情や価値観は生涯を通して啓発されるべきものであり、成人についてもあらゆる機会、あらゆる場をとおして人権教育・啓発が行われる必要があります。

(1) 就学前教育

《現状と課題》

少子化社会が一段と進行しています。わが国の一人の女性が産む子どもの平均数は、平成21年(2009年)には平均1.37人となっています。また核家族化も進行し、祖父母と同居し一緒に生活した経験のない幼児や児童が圧倒的な割合となりました。このような状況の中、若年の夫婦は子育てに苦慮し、どのようなしつけや教育を我が子に行っていくのか迷う人達も少なくありません。幼児期における教育は、人格形成に大きな影響を持つ大切な時期です。幼児期こそ人格形成の基礎・基本となる力を身につけ、健やかに育まれていかなければなりません。

就学前教育機関における人権教育・啓発の推進は、人間の生き方の基礎をつくる教育の大きな役割を担っています。

《施策の方向》

就学前教育機関における人権教育にあたっては、このような現状、課題を踏まえて、集団生活や遊びの中で自己の存在感や充実感、生命の大切さ、そして豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、人を思いやる心といった豊かな人権感覚の基礎、基本を培うことが大切です。

このため、幼児期には特にこれらについて意識的に教育することが重要であり、より力を入れて取り組みます。

① 集団活動の機会の確保

現状と課題で述べたような状況の中、家庭や就学前保育施設、教育機関が担う人権教育に大きな期待が寄せられています。幼児は純粋無垢ですべてを素直に受

け入れる状態にあり、いかに質の高い、洗練された人間性に富んだ教育を行うか、その内容と手法が問われます。家庭においても就学前保育施設においても、この時期に行われる人権教育の意義を認識し、発達段階にあった教育に努めます。

② 地域や家庭との連携

幼児期前期（1～3歳）の終わりには、自律心が芽生え、衣服の着脱もできるようになり、活発に動き回って知的好奇心も旺盛となります。幼児期後期（3～6歳）には自発性が獲得され、未熟ではあっても基礎的な運動が可能となり、走る、跳ぶ、投げるなど効率的な動きを身につけ集団で動くことも可能となってきます。

しかし、個人差が大きいので、発達の過程や生活環境など一人ひとりの子どもの特性に十分留意する必要があります。

個々の子どもに対応した教育を行うために、就学前教育機関と地域や家庭との連携を密にし、子どもの健康、基本的生活習慣、社会性や言葉の発達などを十分に身につけることができるよう配慮した就学前教育が必要です。

③ 幼児教育に関する職員などの研修充実

心身の発達が著しい幼児期には、幼児の心理や思考をよく理解した指導者が必要となります。幼児たちの集団生活においては、自我と自我がぶつかりあってトラブルを起こすことも少なくありません。幼児教育に関わる職員に対して、幼児の心理を理解し、生命の大切さや、豊かな人間性を育てる基礎、基本となる内容についての研修を行っていきます。

(2) 学校教育

《現状と課題》

「学校教育法」第29条では、小学校においては、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育のうち、基礎的なものを施すことを目的とし、同法45条で中学校においては、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を施すことを目的としています。いずれも児童生徒の思考力、判断力、表現力及びその他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いるよう述べています。

成長発達が著しく変化していくこの時期において、児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、個性と能力に応じた自己実現を図り、社会人としての基礎的な能力、態度や豊かな感性を身につけ、健康でたくましい心身をつくることが求められます。特にこの時期に培われる情操面、感性面の習得内容はその一生の生活価値観を決定するといっても過言ではありません。この時期にこそ「差別を見抜き、差別をなくし

ていこう」とする確かな人権感覚を育てることが重要です。

本市においては、学校と連携をとりつつ「佐賀県人権教育・啓発基本方針」に基づき、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを行い、就学前教育から小中学校教育をととして、さまざまな教育活動の中に「人権」を位置づけて教育活動を推進してきました。また、指導者が人権教育に対する責任の大きさを自覚し、その基本に立脚して児童生徒の発達段階に応じた教育計画を立て、すべての児童生徒が真に人間の尊さを認識し、進んで自由と平等を愛し、基本的人権を尊重する社会の形成者となるよう努めてきました。しかし、児童生徒たちの間では友達との人間関係に悩んだり、苦しんだりしている子どもが少なくありません。すべての子どもたちが、明るく元気に、仲良く学べる教育環境を作り出していくことが求められています。

《施策の方向》

本市における学校教育では、「城創伝心」（小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する豊かな心を育み後世へ伝える）をテーマに掲げています。

進路を保障する基礎学力の定着や、これからの社会を生きていくための ICT（※資料P7）教育の推進、また、学級、学校になじめない子どもを支え合う活動、子どもたち相互や子どもと指導者の豊かな人間関係を育む教育活動は、これからの学校教育の施策として重要なものです。これらの教育活動とともに、子どもたちの人間関係を明るく豊かなものにするために、人権・同和教育について力を入れ、道徳、特別活動等の時間を中心としてすべての教育課程において人権・同和教育が浸透していくよう努めます。

① 教育活動全体をととした人権教育の推進

学校においては各教科、道徳、特別活動の時間はもとより、子どもたちが行うすべての教育活動において人権教育が推進されねばなりません。また、児童生徒の実態を踏まえ、興味や関心を高めながら、生活の中の人権課題をテーマとした参加体験型の学習を積極的に取り入れるなど効果的な学習方法の改善、工夫に努めます。

② 教職員の研修の充実

教育をつかさどる教職員は子どもに大きな影響をあたえます。教職員自身が人権感覚に満ちた指導者でなければならないことはいまでもありません。教職員の人権意識と資質の向上が最も大切です。

このため、教職員自らが常日頃より人権感覚を磨く自己研修につとめ、人権問題についての知識や技術の取得ができるような計画的、実践的な研修を行うよう

に努めていきます。

③ 幼保小中の連携

子どもたちの成長発達には早く、幼稚園、保育園、小学校、中学校と教育の機関を通じて連続した教育が行われます。その中で行われる人権教育が各教育機関において中断したり、無計画な教育であったりしては人権教育の実を結ぶことが出来ません。また中学校で行われる人権教育の内容が、小学校で行われた人権教育の内容と全く同じものであっては、発達段階を考慮したものにはなりません。各教育機関が同じ人権教育の視点に立ち、互いに情報を共有し、系統だった人権教育が行われなければなりません。

また、幼稚園や学校における人権教育は、組織として行われる教育であり、すべての教職員が共通理解のもとに行われなければなりません。園内、校内における人権・同和教育推進組織体制をつくるとともに、年間を見とおした教育計画が必要となります。

すべての教職員が人権問題に対する研修を積み重ねるとともに、地域の幼保小中が互いに連携を強めるよう努めます。

④ 学校、家庭、地域社会の連携

子どもは家庭、学校、社会という環境の中で生活し、学習をしていきます。それぞれの場面で行われる教育の内容が、異なる価値観で提供されれば、子どもはとまどい、十分な効果を発揮することが出来ません。三者が良く理解し合い、共通の認識の上に立った教育が施されることが必要です。三者が互いに協力をしあいながら、あらゆる機会をとらえて、家庭や地域社会との連携を深め、地域ぐるみの人権教育を一層推進し、さまざまな人権問題の解決に取り組むように努めます。

(3) 社会教育

《現状と課題》

小城市社会教育の人権教育・啓発に係る事業は、「人権・同和问题啓発強調月間講演会」（例年8月）、人権ふれあい講演会（例年12月）など全市民を対象とした講演会をはじめ、市内181か所をまわる啓発活動としての「人権学習懇談会」、市民の人権学習意欲に応える「じんけんふれあいセミナー」の実施、人権啓発のための街頭啓発活動など多様な啓発活動を行ってきました。特に人権学習懇談会は3か年計画で本市全行政区をまわり、すべての市民を対象とした懇談会を開催しています。啓発資料を教材としたり、ビデオを視聴しての感想交流を行ったりしてきましたが、

参加者のほとんどが「とてもためになった。」と感想を述べています。

しかし、本市の総人口からみれば、このような事業に参加される市民の数は少なく、中にはまだ偏見や差別観念が残っている方も見られ、効果的な手法が望まれるところです。

《施策の方向》

社会教育における人権学習では、生涯を通じあらゆる場で、実態に応じたさまざまな人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。

今後も、人権に関する講演会の開催、人権学習懇談会、「じんけんふれあいセミナー」等の充実を図り、人権に関する学習機会の提供に努めます。

① 指導体制の拡充

各町における公民館は、社会教育を推進する拠点となる施設であり、その役割は大変重要なものです。公民館職員は、その中心的な推進役であり、人権教育・啓発においても率先した活動が期待されます。このような関係職員の人権教育に係る学習を深め、人権教育・啓発の指導的な役割を果たす資質を高めていく必要があります。また、各地区の区長、公民分館長には、人権学習懇談会や出前講座を開催する時、ぜひ理解と協力を得なければなりません。地区の指導者の研修機会の提供と日頃からの連携が重要です。

② 社会教育関係団体における人権教育・啓発の推進

一般に社会教育関係団体には、婦人会、老人クラブ、P T A (※資料P 7)、ボーイ・ガールスカウトなど多種多様な団体が存在し、学校教育等を除く青少年、成人を対象に行われる教育を推進する団体としての役割を担っています。

社会教育の場で行われる人権教育も大きな役割を発揮します。これらの団体と連携を深め、社会教育での人権教育・啓発について継続的に取り組んでいきます。

③ 市民意識調査の実施

本市においては、市民の人権・同和問題に関する意識について調査を行い、人権学習や啓発の成果や問題点を明らかにし、今後の活動に生かしています。調査は5年ごとに行い、新市となってからは平成17年と平成22年に実施をしています。平成22年度に行った調査では、本市に在住する20歳以上の男女2,000名を住民基本台帳から無作為に抽出し、そのうち1,038名から回答を得ました。(回収率51.9%)

この市民意識調査は、市民の人権問題に関する理解や認識など、これまでの学習、啓発の成果や問題点を明らかにし、今後の取り組みを効果的に進めるための

指針となる基礎資料を得るために実施したもので、今後も必要に応じて「人権に関する市民意識調査」を実施し、結果については市報などにより市民に公表していきます。

(4) 一般社会

《現状と課題》

平成22年度市民意識調査では、人権や差別問題に関心を持っているか、という質問に対し、関心がある28.4%、少し関心がある43.9%、あまり関心がない19.7%となっています。一般社会における人権意識や差別に関わる問題等は、表面的には関心はあるものの、日常生活と直接関わりが少ないために日常の話題となることは少ないようです。市民を対象とした人権教育の推進については、人権学習懇談会をはじめ、いろいろな行事や研修会等を開催し、人権教育・啓発を行ってきました。しかし、いまだに人々の心の中には潜在的に差別意識が存在し、差別の事象が発生しています。市民一人ひとりがあらゆる差別をなくそうとする意識を持つことができるように、今後工夫をしていくことが重要です。

《施策の方向》

上記のような一般社会における人権意識の現状を十分認識し、施策として以下の様なことを推進していきます。

① 市民への啓発の推進

私たちの中に根強く残っている差別意識は、本人が差別と気づかないで差別感情を抱いたり、差別意識を持ったりしている場合が少なくありません。いろいろな研修や啓発活動を通じて誤った意識を変えていくことが大切です。そのために以下の様な啓発のための活動を推進します。

● 人権学習懇談会の実施

本市には181の行政区がありますが、すべての地区において人権学習懇談会を開催し、人権教育啓発活動を推進していきます。現在、人権啓発に係るビデオの視聴や人権問題を取り扱ったパンフレットを教材として懇談を行っています。が、どのような教材が適切か、またどのような会の運営が効果的か、常に反省検討を加えながら質の高い懇談会を実施していきます。

● 「じんけんふれあいセミナー」の開催

「じんけんふれあいセミナー」は、セミナー参加者を募集し、さまざまな人権問題の領域からその分野に精通している講師を招聘して研修講座を開催しています。市民のセミナーへの参加意欲は高く、多数の応募者があります。参加

者の学習欲求に応えられるような会の運営にしていけるよう検討をしていきます。また、セミナー活動の一環として現地フィールドワークを行っています、差別の現実を現場に行き行って学習することは極めて学習効果が期待できるものであり、市民の要望に応えながらフィールドワークを実施していきます。

● 講演会の開催やイベントへの参加

現在8月の同和問題啓発強調月間と12月の人権週間の時期に大きな講演会を開催していますが、中央の著名な講師を招聘しての講演会となっています。しかし大きな催しにも関わらず、必ずしも参加者が多い状況にないのが現状です。市民の人権意識が高まるよう啓発に力をいれることが、ひいては参加者も増加することにつながると思われます。市民の要望にも応えつつ講師の選定につとめていきます。

また、産業祭りなどのイベントの際には、ブースを設けパネルや人権ポスター等を展示して市民に人権問題について関心を持っていただけるよう努力していきます。

● 街頭キャンペーンの実施

広く市民の皆さんに人権意識を持っていただくために、街頭キャンペーンを行っています。配布する啓発資料なども関心を持っていただけるように、工夫を行います。

② 相談・支援体制の充実

市民の皆さんが人権を侵害されたと感じた場合や人権に関する相談をしたい場合に対応するため、月4回人権擁護委員による人権相談日を設定しています。皆さんが、人権に関するトラブルや悩み、困りごとなどを相談できるように、関係機関との連携も図りながら相談活動の充実に努めます。

(5) 企業

《現状と課題》

企業における人権尊重の取り組みは大変重要なものです。企業は利益を得るために活動を行いますので、時には雇用関係、職場の人間関係等において人権が損なわれる場合が生じることも考えられます。企業は社会性、公共性を有しており、顧客、従業員、株主、地域住民、社会一般などに対し、各種の社会的責任を担っています。

また、全国的には昭和50年(1975年)に「部落地名総鑑」の存在が明るみに出て、企業のあり方が厳しく問われ、「社会的責任」が強調されてきました。これを教訓として「企業内同和問題研修推進制度」(現「公正採用選考人権啓発推進制度」)が設けられ、平成11年(1999年)には、職業安定法に基づく「労働者の募集に関する

指針」が示され、就職差別の原因となる求職者等の個人情報の収集禁止などが明記されました。

しかし、人権・同和問題に対する意識について、公務員や教職員と企業従業員を比較した場合、企業においては研修会への参加や人権・同和教育の必要性などについて、まだ認識が広まっていない状況にあります。

《施策の方向》

本市の企業における人権・同和教育啓発活動は、事業主との連携等が十分でなく、啓発活動が実施出来ていません。景気が低迷し、会社の経営が悪化状況にある中で、人権問題まで手が及ばないという状況にあります。企業内における研修啓発活動ができるように、働きかけをしていくよう努めていきます。

① 研修の機会提供

企業においては、雇用者、従業員また、管理職、職員という人間関係から強い立場と弱い立場という人間関係が生じ、パワーハラスメント^(※資料P5)、セクシュアル・ハラスメント^(※資料P4)が起りやすい状況にあります。また、企業利潤をあげるための労働時間が優先され、人権教育の研修機会は少ない状況にあります。男女共同参画社会の実現のための研修も含め、出前講座による研修の機会があることを紹介し、その実施に向けて広報活動に努めます。

② 国主催事業等の情報提供

国（ハローワーク等）においては、企業管理者を対象とした研修会が企画されています。そのような事業や研修会等が開催されていることをお知らせし、啓発に努めていきます。

2 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権が尊重される社会を実現するためには、さまざまな分野の人々を対象に、あらゆる場、機会を通じて人権・同和教育及び啓発の取り組みが必要です。

特に人権への関わりが深い、特定の職業に従事する人（市職員、教職員、社会教育関係者等）に対しては、重点的な人権教育・啓発に努めます。

(1) 市職員等

「地方公務員法」では、職員はサービスの根本基準として「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すること」が求められています（地方公務員法第30条）。また、研修の機会が与えられるように定めています（同法第39条）。

行政に従事する職員一人ひとりが、憲法の理念を尊重・遵守し、あらゆる人権問題を自らのこととしてとらえる深い知識と理解が必要です。職員は、個々の行政施策を通じて、憲法の基本理念の一つである「基本的人権の尊重」を具体化する責任があります。このため、本市では人権尊重の視点に立ち、個々の職務内容に応じて、すべての職員が、豊かで確かな人権感覚を身につけるよう研修内容の更なる充実を図ります。

また、研修の開催時期や時間により職種によっては参加できない職員がいるために回数を分けたり、時期を工夫したりすることにより多くの職員が研修を受講できるように努めます。

(2) 教職員等

教育する内容をはじめ、日常の学校生活において、教職員が児童生徒に与える心理的教育的影響は、大きなものがあります。教職員の価値観や生活観が、直接児童生徒へ感化していきます。このために教職員自身に、豊かな感性が求められます。持ち合わせるべき人権感覚も、豊かなものでなければなりません。そのためにも、常に研修が必要となります。

教職員には、佐賀県教育委員会が主催する人権・同和教育研修会や佐賀県人権・同和教育研究協議会、小城市人権・同和教育研究会が主催する研修会など、多くの研修機会があります。すべての教職員がこのような研修会に参加し、研鑽していく必要があります。

(3) 社会教育関係者

生涯学習の時代となり、数多くの市民が学習の機会を求めており、社会教育施設及び社会教育関係者の果たす役割がますます重要になってきています。とくに社会教育行政職員、公民館職員、図書館職員等は直接に接することで市民の皆さんとの関わりが重要となってきています。

数多くの社会教育の分野で教育の機会があるものの、人権に関わる学習の機会はまだ少なく、社会教育における人権教育の場が求められます。公民館主催事業の中にも人権に係る研修の場を公民館職員が積極的に企画立案し、実践していかねばなりません。

同時にこれらの職員が自らの人権教育研修の場を多く持ち、自らが人権教育を実践していく必要があります。

そのため、社会教育関係者が職務に応じた人権感覚を養い、人権に関わる問題の解決を図ることができるよう充実した内容の研修を行い、県主催の指導者養成講座へも引き続き参加していきます。

(4) 福祉関係者

子ども、高齢者、障がいのある人など、社会的弱者といわれる立場にある市民と接する機会が多い福祉関係者（民生委員・児童委員、家庭相談員、母子自立支援員（※資料P6）、福祉事業従事者）は、個人情報を知り得る機会が多く、職務の遂行上、人権の尊重や個人のプライバシー（※資料P6）への配慮が特に必要です。

人権を尊重することは、平等な対応ができるということであり、誰もが公平な福祉を受けられることにつながります。

福祉関係者には人権意識を深めることが重要な職務であることを踏まえ、新しく採用、委嘱された時の研修や、その後の段階的な人権教育や研修の機会が得られるように働きかけていきます。

(5) 医療・保健関係者

医療技術の進歩、市民の生活水準の向上などにより健康意識や価値観は大きく変化し、患者の人権を尊重した質の高い医療や患者と医療関係者の望ましい関係構築が重要となっています。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、医療技術者など、あらゆる医療・保健従事者は、医療に関する高度な専門知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し、患者本位の医療を提供することが求められており、そのためには、患者のプライバシーへの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が必要であり、人権意識に根ざした行動が求められています。

また、患者が納得して、安全で適正な医療を受けることができるよう、インフォームド・コンセント（※資料P1）の徹底や、患者の人権を尊重するため、医師や看護師など医療関係者に人権教育に関する研修などの充実が図られるよう関係機関、団体へ県と連携して働きかけを行います。

3 効果的な人権教育・啓発の推進

本市においては、市内全行政地区の公民館に出向いて実施する人権学習懇談会が、人権教育・啓発の主要な活動となっています。現在、人権学習懇談会ではビデオを視聴したり、啓発パンフレットを使ったりしての感想交流や意見交換をする中で研鑽を深めています。具体的でわかりやすい視聴覚教材は、参加者に人権問題を理解することを容易にし、また、趣旨が理解できるパンフレットは人権問題への関心を深めてくれます。

ビデオ・DVD、パンフレット等に限らず、啓発に有効な教材を常時検討し、実践の反省の中からより効果的なものを懇談会や研修の中に生かしていかなければなりません。

また、啓発の手法を固定化するのではなく、担当者が他の市町で行っている研修会

の在り方に学んだり、検討したりしてよりよい研修会の在り方を構築していく必要があります。

(1) 人材の育成と活用

① 指導者の育成

現在、人権学習懇談会は人権・同和対策室、公民館が主となり、市内全地区に出向くようにしています。人権学習懇談会のみならず、いろいろな公民館活動、老人クラブ、地域婦人会、PTAなど各種団体や消費者団体、サークル、同好会など多様な団体での人権学習会も開催されています。

人が集まる場における多様な人権啓発活動が望まれます。多種多様な人権啓発活動に対応していくためには、人材も必要になってきます。固定された指導者ではなく多様な特技特色をもった指導者の育成に努めます。

② 人材の活用

日常的な人権学習に対応していくためには、人権教育・啓発に係る指導者を確保しておけば大変有効です。

地域には人権問題に詳しい住民や、「じんけんふれあいセミナー」などで研修を重ねた研修生もいます。研修会の内容が広がり、多種多様な人権問題研修会を可能とするため、これらの人たちを研修会のボランティア、指導者として活用するように努めます。

(2) 情報提供の充実・強化

平成22年度に本市が実施した小城市民の人権に関する意識調査で「人権・同和問題について理解を深めるために、どのようなものが役立つと思われますか。」という問いに対し、学校の人権・同和教育62.2%、講演会等32.3%、職場での人権・同和教育24.9%、市報22.0%、懇談会等18.1%、パンフレット・冊子7.8%、等となっています。

(多肢選択可)

市報やパンフレット・冊子などの啓発用印刷物も有効となっています。見た目によくわかる印刷物などは、情報提供の手段として大変有効です。市報への情報提供に努め、及び質の高い印刷物の作成に努めていきます。

また、人権に係るビデオやDVDも毎年新しいものが出版されており、有効な視聴覚教材等を市民に提供していきます。

(3) 参加しやすい講演会の開催

知識と教養を高めるために、よい講演を聞きたいという市民の学習欲求があります。「じんけんふれあいセミナー」には学習意欲を持った市民が多数出席されていますが、市民全体の割合からすればこのような企画がまだ十分に浸透していません。

市民が望む演題、内容、講師を選定し、かつ人権啓発につながるような講演会を企画していきます。

(4) 教材・学習プログラムの開発

① 教材

各県、各市町において優れた人権教育・啓発活動が実践されており、多様な教材やプログラムが作成され、それらを使用した研修会や懇談会が実施されています。本市においても種々の教材等を使用していますが、他自治体等の優れた実践に学び、教材の開発、プログラムの開発に努めていきます。

また、全国の教育センター（※資料P2）や部落解放研究所等における、豊富な教材資料等を取り寄せるなどして、教材・学習プログラムの開発に努めます。

② 学習プログラム

学習プログラムの作成に当たっては、対象者、時、場をよく考慮しなければなりません。一般社会人や高齢者、青少年や幼児を対象としたものではそれぞれ内容と展開が異なってきます。

学校における人権学習プログラムでは、発達段階に応じた綿密な計画が立てられているところですが、同じように社会人権・同和教育においても、対象の興味関心、学習欲求などをよく分析した学習プログラムが構築されなければなりません。

今後は、差別をなくす意識づけとなるような各対象に適した学習プログラムを企画していきます。

(5) 各種団体との連携

効果的な人権教育・啓発を推進するために、行政の中での連携はもとより、社会教育関係団体をはじめ多くの民間団体との連携が必要です。

日頃よりいろいろな団体との情報交換を密にし、これらの団体との連携を深めます。

(6) 相談・支援体制の充実

本市においてもさまざまな人権問題で困っている人や思い悩んでいる人たちがい

ます。本市では人権擁護委員が、悩みごとを聞く人権相談日が開催されていますが、このような相談の機関を知らない市民の皆さんが多いことが考えられます。人権相談開催の広報につとめ、市民が、相談できる体制を充実させていきます。

また、民生委員・児童委員、家庭児童相談員、教育相談員などの市民に身近な相談員を活用した相談体制の充実や、福祉事務所をはじめ、県保健福祉事務所、警察などとの連携を強化します。

子どもたちの人権については、教育委員会が所轄する小城市子ども支援センター^(※資料P3)等の活用も進めていきます。

第3章 分野別施策の推進

1 同和問題

《現状と課題》

同和問題とは、部落差別を原因として起きる社会問題です。昭和40年(1965年)同和対策審議会答申では、部落差別の特質などについて次のように述べています。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が、経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵され、特に近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題である。」

「部落差別は、我が国の社会に潜在的にまたは顕在的に存在する身分制度であり、多種多様の形態であらわれる。それを分類すると『心理的差別』と『実態的差別』とに分けることができる。」

「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害にほかならない。これらの権利と自由が同和地区の人々に対しては完全に保障されていないのが差別なのである。」

このように答申では述べていますが、同和問題は、日本の民主主義の確立にとって重要かつ緊急な課題です。

本市では、昭和44年(1969年)の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、33年間に3度にわたり制定された特別措置法に基づき、同和問題を市政の重要な課題と位置づけ、市民の同和問題に対する差別意識を変革し、解決に向けた正しい理解と認識を高めていくための啓発に取り組んできました。

学校教育では、教育活動のすべての領域において人権・同和教育を位置づけ、教育活動を行っています。また、教職員の研修の充実に努めるとともに、県や市の教育方針に基づき、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題を取り上げ、理解と認識を深めながら、差別意識の解消に向けた教育を積極的に推進してきました。

社会教育においては、住民を対象とした人権学習懇談会を中心に、広報活動や講演会、「じんけんふれあいセミナー」、街頭キャンペーン等を実施して、同和問題の早期解決をめざした教育及び啓発を推進してきました。

平成17年度(2005年度)と平成22年度(2010年度)に実施した、市民意識調査を比較すると「人権や差別問題への関心度」は、わずかながらも関心度が高まり、これまでの啓発活動が効果をあげてきているといえます。

しかし、懇談会や講演会などへの総人口に対する参加率はまだ低く、その手法など、今後、検討していきます。

《施策の方向》

平成12年(2000年)12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年(2002年)3月に、「人権教育・人権啓発基本計画」が示されました。佐賀県ではこれを受けて、「佐賀県人権教育・啓発基本方針」を策定し、平成18年(2006年)には、その改訂版が出されています。

本市では、「小城市総合計画」(平成19年～平成28年)を策定し、市民、地域・団体・事業者、行政が協働し、本市にとって理想的なまちづくりをめざそうとしており、その計画の中の基本事業として、①あらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進、②人権相談・支援の充実を掲げています。

また、平成17年(2005年)7月に公布された「小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」^(※資料P1)の趣旨にそって、人権教育・啓発を発展的に構築しなければなりません。

(1) 学校教育における人権・同和教育の推進

文部科学省では、これからの人権教育の在り方について、人権教育の指導方法に関する調査研究会議を行い、平成20年(2008年)3月には、「人権教育の指導方法の在り方について 第三次とりまとめ」を行っています。その中で、学校における人権教育について、「各学校において人権教育に実際に取り組むに際しては、まず人権に関わる概念や人権教育が目指すものについて明確にし、教職員がこれを十分に理解した上で、組織的・計画的に取り組むを進めることが肝要である。」としています。

人権尊重の理念については、しばしば抽象的で分かりにくいといわれていますが、平成11年(1999年)の人権擁護推進審議会答申において、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと、すなわち人権の共存の考えととらえるべきもの」とされています。そのことをふまえ、学校では「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」と捉えています。

人権尊重の理念については、単に理解するだけでなく、それが態度や行動に現われるようになることを求めています。そのために児童生徒一人ひとりが、その発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が出来るようになり、それがさまざまな場面や状況下での具体的な態度や行動に現われるとともに、「人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが学校における人権教育の目標である。」としています。

本市における学校人権・同和教育は、上記のような人権尊重の理念のもとに、子どもたちの発達段階に応じた人権教育を推進していきます。

(2) 社会教育における人権・同和教育の推進

日本国憲法では、基本的人権の尊重を基本原理のひとつとしています。そして、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。これまで人権擁護を推進していく上で、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、アイヌの人々、外国人、H I V感染者やハンセン病^(※資料P5)患者等をめぐるさまざまな人権問題が重要課題となっています。これらに加え、最近では、マスメディアによるプライバシー侵害やインターネット^(※資料P1)の掲示板への悪質な書き込みやホームページ^(※資料P6)への差別的な情報の掲示などが、新たな人権問題として注目されています。

同和問題の根本的な課題としては、人権尊重の理念についての正しい理解や、これを実践する心構えが身についておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動につながってしまうということがあげられます。人権尊重の理念についての正しい理解や、実践する態度を育成するために人権教育・啓発活動が重要になってきます。

本市における社会教育での人権・同和教育推進においては、生涯学習の視点に立ち、学校外において青少年のみならず、幼児から高齢者にいたるライフサイクルにおいて、教育活動を展開していくことを通じて、人権尊重の理念や実践する態度が身につくように人権教育・啓発活動を推進していきます。

(3) 啓発活動の推進

人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」を意味し（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）「国民がその発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるように」にすることを旨としています。（同法第3条）その目的とするところは、国民の一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあります。

本市においては人権学習懇談会、受講者を募っての「じんけんふれあいセミナー」、また8月の同和問題啓発強調月間と12月の「人権週間」において講師を招いての人権講演会の実施や、街頭で人権啓発キャンペーンを実施するなどして啓発活動を推進しています。

しかし、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」でいうように「他人の人権にも十分に配慮した行動をとれるようにする。」という状況にまで及んだ啓発活動には至っていないのが現状です。人の行動まで変えるのは容易なことではなく、

そこには崇高な理念とすぐれた啓発活動の手法が求められます。

このために、啓発活動を推進する人たちのたゆまぬ研修と研鑽が実施されねばなりません。啓発活動を推進する各種団体の指導者、行政職員、公民館職員、教職員などが使命感と実践力を持ち、啓発活動に取り組んでいく必要があります。

(4) 教育集会所の活用

小城市教育集会所は、同和対策事業の一環として昭和51年(1976年)に建設されて以来、多くの役割を果たしてきました。教養文化活動、研修会場、調理教室、子どもたちのための学習活動等、日々その施設が活用されて今日にいたっています。その存在は地区のセンター的な役割を果たし、地区民の拠り所的な存在となり、欠かすことのできない集会所です。

また、人権・同和教育に関わる諸団体、例えば佐賀県人権・同和教育研究協議会、学校関係の小城市人権・同和教育研究会、高校同和教育研究会なども積極的に本施設を利用して、研修、研鑽を重ねる原動力的な役割を発揮しています。

一連の同和対策事業法（「同和対策事業特別措置法」、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」）が平成14年(2002年)に終了しましたが、これからも本市における人権・同和教育推進の拠点施設としての役割を果たすことが求められており、継続して活用していきます。

2 女性に関する問題

《現状と課題》

「日本国憲法」の第14条では、政治的、経済的、または社会的関係における性差別を禁止し、第24条では、男女平等についての明文を規定しています。しかし、現実には、性別による役割分担の意識は根深く、社会生活のさまざまな場面で女性が不利益を被っていることが多く存在しており、また、配偶者からの暴力（DV (※資料P7)）＝ドメスティック・バイオレンス）による身体的・精神的・性的・経済的暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等もよく見聞きするところです。

わが国においては、平成11年(1999年)6月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、平成12年(2000年)12月には「男女共同参画基本計画」が策定されました。同年「ストーカー行為等の規制に関する法律」（ストーカー規制法）が、平成13年(2001年)には「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法・配偶者暴力防止法）が制定され、暴力からの保護に一步前進する法的な措置がとられています。

このような措置にもかかわらず、一人ひとりが能力と個性を発揮して自分らしく生きることを妨げることがあります。本市としては、以下について取り組みをすすめ、人権を守る啓発活動を推進していきます。

《施策の方向》

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）をいいます。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要な課題として、その解決が求められているのです。

本市においては、平成18年度(2006年度)に、小城市男女共同参画プラン (※資料P2)
(通称：さくらプラン) を策定しました。これを柱として男女共同参画社会の具現化に努めていきます。

(1) 男女共同参画社会実現のために

本市においては、「男女が共に認め合い、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を基本目標に、市民だれもが人権と男女共同参画についての共通理解を深めることを目指し、平成19年度から平成28年度までの10か年を計画期間とする「さくらプラン」が策定されました。

平成24年度から5年間の後期については、以下の3つの政策・5つの施策を重点項目として、特に推進するものです。

～さくらプラン後期重点項目～

政策1 「誰もがわかりあうまちづくり」

○男女平等の意識啓発

○教育の場における男女共同参画の推進

政策2 「互いに支えあうまちづくり」

○子育て支援の充実

○あらゆる暴力の根絶に向けた環境の整備

政策3 「共に創りあうまちづくり」

○方針決定過程への男女共同参画の推進

(2) 意識啓発による女性の人権意識の高揚

「男性は仕事、女性は家庭・子育て」という性別役割分担意識は、世代を超えて非常に根強いものがあります。これらの観念を払しょくしていくために、具体的事例を示しながら出前講座、フォーラム等の開催による意識啓発活動を行います。

また、学校教育を含む、家庭・地域・職場といったあらゆる場面での継続的な啓

発活動が続けていきます。

(3) 子育て支援の推進

働く女性をはじめ、誰もが安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備や子育てに関わる人への人権の意識啓発にむけ、担当部署と連携していきます。

(4) 暴力（DV）の根絶に向けた環境の整備

DV（ドメスティック・バイオレンス）を許さない意識の啓発のためにDVに関する講演やDV防止の出前講座を行います。また関係機関と連携して、相談窓口の充実を図ります。

(5) 男女共同参画を推進する社会的システムの構築

女性も男性も生きやすい社会の実現には、行政諸機関をはじめいろいろな社会組織の意思決定の場に男女が共に参画することが必要です。本市においても、各種審議会、各委員会等への女性委員への登用を促進し、企業や団体等に対しても意志決定過程への女性参画を促すよう啓発を図ります。

3 子どもに関する問題

《現状と課題》

子どもはかけがえのない存在であり、社会のたからです。子どもたちの明るい笑顔が家族の生活を明るくし、社会を豊かにしてくれます。21世紀を生きる子どもたちを健全に育てるために、大人はあらゆる手立てをとらなければなりません。また家庭、学校、社会における教育環境を整え、豊かな心情が育まれるように大人は配慮をしなければなりません。

昭和26年(1951年)、わが国では「児童憲章 (※資料P3)」を制定し、子どもたちが幸々に生きる権利をうたいました。それから半世紀、世の中は変遷し、子どもを取り巻く環境は大きく変わってきています。

現代では核家族化がますます進行し、子どもたちは、生活経験豊富な祖父母と過ごすことが少なくなりました。また、少子化も進み、一人の女性が産む子どもの平均数が1.37人となり、一人っ子といわれる子どもが増え、兄弟間で社会性を学びながら育つということが少なくなりました。親も子どもが少ない分、育児に不安が生じ、自分たちの子どもにどのように接していいのかわからず、育児ノイローゼになるという現象も少なくありません。子どもは心身不安となり、集団組織に適応できないことも多々あります。

このような状況から、親が子どもに身体的・心理的暴力をふるったり、子どもの養

育を放棄したりする児童虐待が発生したり、地域社会から孤立したりする家族もあります。

一方学校などの教育機関においては、不安定な心理状況の子どもが増加し、いじめや不登校、校内暴力という、いわゆる生徒指導上の問題が深刻さを増しています。子どもたちは、文化環境からも野放しの状態におかれ、影響力の大きいマスコミやテレビ番組、有害図書、ビデオゲームに囲まれ、情操豊かな心情を育むというには程遠い教育環境となっています。

子どもたちを有害な環境から守り、健やかな成長を期する法的なものとして、平成6年にはわが国で「子どもの権利条約」が批准され、平成16年(2004年)「佐賀県エンゼルプラン」が策定されました。

本市では平成20年(2008年)10月に「小城市幼児教育振興計画」を策定し、“子どもは小城市のたから”という理念を掲げ、子育て支援サービスの拡充を図っています。また平成22年3月には、次世代育成支援地域行動計画(前期計画)に続く、後期行動計画(平成22年度から平成26年度までの5か年)を策定し、多様な子育て支援事業を展開しています。

《施策の方向》

子どもは、家庭、学校(保育園・幼稚園を含む)社会などいろいろ異なる環境で生活します。それぞれの生活場面、保育で全く異なる生活観や価値観を指導されると戸惑ってしまいます。いろいろな教育、保育機関はお互いに連携を取り合い、協力しあって望ましい共通した価値観を共有しなければなりません。

また、子どもに接する場合、発達段階に応じた指導方法が必要となります。このようなことに留意して組織的な取り組みを推進していく必要があります。

これらの中身を具現化していくために以下の手立てが求められます。

(1) 啓発活動の推進

小城市の子どもは市民全体で育てるという気概が求められます。子どもの健全育成のために関係する行政各課が連携を取り合い、それぞれの持つ機能を生かしたり、広報で啓発活動のPR^(※資料P7)をしたり、健全育成につながる行事を行ったりし、地域住民へアピールしていかなければなりません。また、公的教育機関として保育園、幼稚園、学校が共に連携し合い、諸行事をとおして啓発を行っていく必要があります。

(2) 子どもの権利に関する理念の教育・啓発

「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために

定められた条約です。前文と54条から成っていますが、主な条文として第2条「子どもは差別されない」、第12条「意見をいう権利」、第13条「表現の自由」、第19条「親から虐待されない」などがあります。学校においては、児童生徒に趣旨を理解させるとともに、教職員にも周知徹底をしていきます。また、地域においてはこのような条約があることをいろいろな研修会や懇談会を通じて啓発を図っていきます。

(3) いじめ、不登校などの問題への取り組み

いじめや不登校、子ども間の暴力をはじめ、体罰などの問題は、児童生徒の人権に関わる重大な問題です。強い立場の人間が弱い立場の人間をいじめたり、個人の人権を侵害したりすることは、決して許されません。物事の考え方が未発達であっても、いけないことはいけないときちんと指導を行うことが必要です。

学校では、道徳の時間や特別活動また各教科を通じて望ましい人間関係の在り方を学んでいきますが、各家庭や社会教育においても多様な教育の場を通じて、人間が互いに尊重しあうことを教育していかねばなりません。

(4) 児童虐待防止への取り組み

国においては、平成12年(2000年)5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定されました。平成16年(2004年)には「児童虐待の防止に関する法律」が改正され、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、通告の義務が課せられました。

児童虐待は年々増加の傾向にあります。抵抗力のない無防備な子どもが大人から一方的な虐待を受けることは何としても防ぐ必要があります。児童虐待は家庭の中の問題であり、外から見えにくく、またプライバシーの問題もあってなかなか発見、解決がむずかしい問題です。

当事者の親は、経済的にも精神的にも疲れている場合が多く、特に母親には相談相手になる立場の人が必要であり、相談機関や相談者の存在を知らせることが大切です。

また、市で所管する「小城市要保護児童対策地域協議会」^(※資料P2)の構成組織・関係機関が横の連携を密にして、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護、並びに関係機関との連携及び確保を図っていきます。

児童虐待の疑いを認知した者は、早急に関係機関等へ知らせる義務があることを広く一般市民にも知らせる手立てをとらなければなりません。

(5) 健全育成に向けての取り組み

子どもを取り巻く文化・情報環境は憂慮すべき状態にあります。有害図書、有害テレビ、有害ゲームをはじめインターネットの発達により容易にこれらを手に入れることができます。

こういった文化・情報環境を規制していくことも大事なことです。子どもたちが子どもらしく明るく健全な集い等に参加出来るような行事やスポーツ、学習施設の提供、興味の持てる文化活動の設定、サークル仲間等人的なふれあいの場の設定など質の高い場と空間を創出していくことが大切です。このような活動により、健全育成のための教育環境を目指していきます。

(6) 児童の性的被害の防止及び健康被害の防止

情報化社会の進展により情報機器の悪用によって青少年が性犯罪などに巻き込まれる事案が多発しています。携帯電話のみならず、携帯型ゲーム機やインターネットカフェ (※資料P1) などから容易にインターネットへのアクセスが可能です。平成23年度内閣府「青少年のインターネット利用環境実態報告書」によれば、携帯電話を所持する小学生は20.9%、中学生49.3%、高校生97.1%となっています。携帯電話でサイトへアクセスした子どもは小学生21.3%、中学生63.3%、高校生87.0%となっています。（同上23年内閣府調査）大人が知らないところで子どもたちは犯罪の温床となる環境にさらされていることがわかります。

このような環境から子どもたちを守るために、大人はもっと実態を知らなければなりません。子どもたちが明るく健全な生活が送れるような環境づくりに努め、関係機関が情報を共有し連携して子どもたちの性的被害を防止していきます。

また、学校においては、思春期の児童生徒を対象に、妊娠、出産、育児やエイズをはじめとする性感染症の予防などについての保健教育を実施するとともに、性に関する正しい知識の習得と、生命の尊厳や母性の社会的機能などの重要性を認識させるため、発達段階に即した教育に努めます。

(7) 子育て支援の充実

平成17年(2005年)10月に「次世代育成支援地域行動計画」(前期計画)が策定され、平成22年～平成26年は同計画(後期計画)が策定されています。社会状況の変化に伴って、子育て支援サービスの拡充が図られています。特に保育園・幼稚園における障がいのある子どもへの特別支援、要保護児童対策(児童虐待防止)、家庭相談等に努めています。

また、市内すべての保育・幼児教育施設が連携するネットワークの構築に着手し、指導者の研修会の実施、3歳未満児の保育の増大や長時間保育、一時預かり保育等

保護者のニーズに応えるようなサービスの充実化に努めます。

加えて、子育て支援サービスの運営主体について見直しを図るとともに、子育て支援の拠点、情報発信の拠点として一元的な子育て支援をできるようにします。

(8) 相談機関の周知

世の中の進展とともに多くの情報が氾濫し、価値観の多様化が進んでいます。また個人主義的な思考が進む中、情報化とは逆に、地域の結びつきや連帯感が希薄になっている面も見られます。隣同志が疎遠となり、大人同士の結びつきが疎遠になれば、地域が地域の子どもを見守るという雰囲気が薄れてきます。こういう時代であればこそ、保護者や地域の大人がこぞって地域の子どもを育てていく姿勢が求められます。子育てで悩む時、隣の家庭や地域の子育て先輩と相談したり助け合ったりすることも重要です。

子どもの問題で気軽に相談を受けられる機関のサービスも必要です。本市では「子ども支援センター」で、子どもに関するいろいろな教育上の悩みについて相談を受けています。県には「教育センター」や「児童相談所」^(※資料P3)等の相談機関があります。しかし、これらの機関が市民に十分周知されていない面も見受けられます。子育てや教育に関する相談施設について情報発信機能を高めていきます。

4 高齢者に関する問題

《現状と課題》

人間の平均寿命が伸び、これからは超高齢化社会の到来となります。国連は平成11年(1999年)に「国際高齢者年」を設定し、世界各国に高齢者問題に対する積極的な取り組みを提唱しました。

平成22年(2010年)10月1日現在、本市における高齢者(65歳以上)の割合は22.5%で、全国23.2%、県24.5%から見ると低い率ですが、年々急速に高齢化が進んでいます。今後は団塊の世代による急激な高齢化も予想され、超高齢社会^(※資料P4)の到来に備える必要があります。

介護保険制度^(※資料P2)は、高齢期の国民生活を支える制度として定着していますが、サービス利用の伸びに伴い費用も増大しており、「制度の持続可能性」を確保することが緊急の課題となっています。

また、ひとり暮らし高齢者や認知症^(※資料P5)高齢者の増加に伴い、高齢者虐待など新たな課題への対応も求められています。高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることが出来るようにするためには、さまざまな支援をしていくことが重要です。

本市では高齢者が介護状態になったり、状態が悪化したりすることがないように介護予防事業をはじめ、高齢者の生活支援事業、家族介護支援事業、在宅介護支援事業、

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業、緊急通報体制整備事業等を実施してきました。

平成18年度（2006年度）に設置された地域支援事業の包括的支援事業を担う地域包括支援センター（※資料P4）は、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、包括的支援事業を地域において一体的に実施する役割を担う中核的拠点となっています。

包括的支援事業は、要支援・要介護となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から市で実施しています。今後は、地域包括支援センターの機能を充実するとともに、団体協力機関や民間・公共協力機関等と連携を強化して、地域のひとり暮らし高齢者などを対象に、見守りや相談、緊急対応等を展開し、地域一体となった「高齢者安心ネットワーク」の構築を図っていく必要があります。

《施策の方向》

本市では、施策として「高齢者福祉介護の充実」を掲げ、基本事業として4つのことを掲げます。

① 高齢者福祉・介護推進体制の充実

総合的な推進体制を強化し、持続可能な事業を展開するために高齢者福祉計画を見直します。高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って暮らせるよう福祉・介護施策を充実します。

② 地域支援事業の実施

高齢者の介護予防対策として、二次予防事業対象者把握事業、介護予防事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、家族介護支援事業等を積極的に進めます。とくに包括的支援事業として、地域における総合的なケアマネジメント（※資料P3）や、総合的な相談支援事業、権利擁護事業等を実施します。

③ 予防給付・介護給付の実施

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施するとともに、要介護認定者を対象に、居宅サービスや施設サービス等に対する介護給付を実施します。

④ 高齢者の生きがいづくり、社会参加等の支援

高齢者の生きがいづくりや社会参加、就労の促進に向け、シルバー人材センター（※資料P3）の支援・強化に努めるほか、高齢者の学習・文化・スポーツ活動を促進します。

(1) 市民意識の高揚

① 教育、啓発の推進

人生の先達として、高齢者は、社会に大きな貢献を果たしてきました。しかし、加齢とともに思考力や運動機能が低下し、日常の生活に適応出来ないことも生じてきます。このような場合には高齢者の人格・人権に配慮する必要があります。

高齢者に対する理解を深め、高齢者を敬愛する気持ちが大切です。特に幼稚園、保育園、学校などにおいては、高齢者を理解する教育が必要です。また「高齢者の人権」に対する市民意識の高揚を図り、理解を深めるための啓発活動を推進します。

② 社会参加への支援

高齢者が関わる行事を支援し、その行事を通じて高齢者福祉についての市民の関心と理解の促進を図られるように努めます。

(2) 学校における社会福祉教育の推進

学校教育においては、高齢者との交流を大切にしています。総合的な学習の中で、地域の高齢者を講師として招き、昔遊びや昔の郷土の暮らしの話を聞くなどして学習を深めています。子どもたちは、自分たちが住んでいる郷土の昔のことに関心があり、高齢者の話は一層の興味関心を深めています。高齢者も招かれたことに喜びと充実感を感じ、双方ともにより学習効果をもたらしています。

子どもたちは、高齢者とのふれあいにより、情操面でも高齢者を大切にしなければいけないという子どもたちの人権感覚を磨き、学習と心情を豊かにする相乗効果による社会福祉教育を推進します。

(3) 高齢者への虐待防止の取り組み

高齢者は加齢とともに身体的な機能や思考が次第におとろえてきます。一緒に生活している家族は、時として高齢者の言動にいら立ちを覚えたりして、つい暴言を浴びせたり、身体への暴行に及ぶことがあります。介護放棄などの高齢者への虐待問題は、高齢者の安全と尊厳を著しく脅かす極めて重大な問題であることから、国により高齢者虐待の防止を目的とした「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年(2006年)4月に施行されました。

本市では、地区懇談会や広報紙を通じて、この法律の趣旨を積極的に周知するとともに、高齢者への虐待問題に対する市民への啓発を推進します。

(4) 介護サービスの充実

介護保険の基本理念である、住み慣れた地域で高齢者が尊厳を保持し、その能力

に応じ自立した日常生活を営むことができるような環境づくりを支援します。

施策の方向で述べたような介護サービスの充実に努め、高齢者福祉・介護サービスの満足度の割合がさらに向上するように努力します。

(5) 相談体制及び生活支援体制の充実

高齢者や介護者等の保健、医療、福祉の相談事業を実施するとともに、他の関係機関との連携により相談体制の充実を図ります。

また、介護保険制度に該当しない、ひとり暮らしや虚弱高齢者 (※資料P2) が、安心して地域で生活できるように支援体制の充実を図ります。

(6) 健康・生きがいづくりの推進

本市では、高齢者の心身の健康保持のためレクリエーション (※資料P6)、伝承活動、奉仕活動等、高齢者が自主的、積極的に参加できる事業を実施している老人クラブ連合会と連携していきます。

将来にわたり、高齢者が健康で積極的に地域社会活動に参加し、自ら生きがいのある豊かな人生を創造できるように、増加している認知症の予防対策、高齢者の文化活動、学習活動、スポーツ事業等の活動支援、保健福祉センターの改善・効果的な運営、また、シルバー人材センターの活動支援等を行います。

5 障がいのある人に関する問題

《現状と課題》

国連においては、平成4年(1992年)、「国連障害者の10年」の終了を受けて、アジア太平洋地域における、「障害者に関する世界行動計画」をさらに推進するため、「アジア太平洋障害者の十年 (※資料P1)」がスタートしました。この「10年」は、平成14年(2002年)5月、わが国の主唱により、さらに10年延長されました。

この間、価値観の多様化やライフスタイル (※資料P7) の変化などを背景に、国においては、平成15年(2003年)4月に障害者(児)福祉サービスの一部が、それまでの「措置制度」から本人の選択による利用を基本とする「支援制度」へ移行し、さらには、平成18年(2006年)10月に全面施行された「障害者自立支援法」により、障害福祉サービスの再構築が図られました。

平成23年(2011年)3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者は2,184人、療育手帳 (※資料P7) 所持者は163人で、身体障がい者の約7割は、65歳以上の高齢者です。障がい者や介護者の高齢化が進む中、将来の生活に不安や疲れを感じている人が増加しているのが現状です。

「障害者自立支援法」による各種制度を踏まえ、障害福祉計画に基づき、ノーマライゼーション ^(※資料P5) の理念の一層の浸透をはじめ、介護者負担を軽減するためにも福祉サービス提供体制の充実、相談・情報提供体制の充実が重要と考えられます。施設入所から地域への生活の場の移行が進む中、すべての人がゆとりある生活を営むための住宅環境の充実、障がい者の社会参加の促進や就労機会の拡大、ユニバーサル・デザイン ^(※資料P6) のまちづくりなど、障がい者施策を総合的に推進する必要があります。

知的障がいのある人は、知的機能の発達の遅れなどがあられ、日常生活に支障をきたす場合が多く、支援が必要です。知的障がいのある人達も、社会の一員として社会活動に参加していく機会が多くなり、理解が深まっていますが、いまだに偏見の目で見られることもあります。身体的に障がいのある人にとって、社会生活に参加していくには、段差や階段があって通行が不自由だったり、点字ブロックが不十分だったりしている状況があります。今後一層のバリアフリー ^(※資料P5) 化が必要です。また、これまでの「精神分裂病」という病名は、人格が異常で分裂しているという偏見があり、現在では「統合失調症」 ^(※資料P5) というように変更されています。私たちの障がい者への認識を新たにし、偏見によらない正しい認識をしていくことが求められています。

幼稚園、保育園、学校に在園在学する子どもたちにも、障がいのある子どもたちがいます。本市におけるこのような公教育機関においては、集団への不適応感がある子どもには、教育に十分参加できるよう「子どもサポーター」 ^(※資料P3) を配置しています。子どもサポーター、養護教諭をはじめとする教職員、保護者などの緊密な連携をはかり、個々の障がいのある子どもに対しても適切な対応を行っています。

《施策の方向》

本市では、施策として「障がい者福祉の充実」を掲げ、基本事業として、障がい者福祉推進体制の充実、広報啓発活動の推進、障害福祉サービスの提供、人にやさしい環境整備の推進、障がい児保育・特別支援教育の充実、障がい者の保健・医療サービスの充実の6つのことを掲げます。

(1) 障がい者福祉推進体制の充実

障がい者が福祉サービスを利用しやすくするため相談体制を充実して、サービスを受けやすくするための支援体制を充実します。

(2) 広報啓発活動の推進

障がい者に対する理解を深めるため、広報・啓発活動や福祉教育交流事業を推進

します。

(3) 障害福祉サービスの提供

居宅介護 (※資料P2) (ホームヘルプ) や重度者訪問介護、施設入所の支援をはじめとする各種サービスに対する介護給付の実施、自立訓練や就労の支援等に対する訓練等給付の実施、補装具 (※資料P6) 費の支給、相談の支援や移動の支援をはじめとする地域生活支援事業の推進等、ニーズにあった福祉サービスを提供します。

(4) 人にやさしい環境整備の推進

障がい者をはじめ、誰もが安心して生活ができる環境づくりに向け、関係機関と連携しながらユニバーサル・デザインのまちづくりを推進します。

(5) 障がい児教育・特別支援教育の充実

障がい児教育・特別支援教育の充実に努めるとともに、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。

(6) 障がい者の保健・医療サービスの充実

障がい者の療育、機能訓練等の充実に努めます。

6 外国人に関する問題

《現状と課題》

法務省入国管理局の調査による平成21年末(2009年末)における外国人登録 (※資料P2) 者統計は、218万6121人で、10年前と比べると1.4倍に増えています。本市の場合は10年前より減少傾向にありますが、(平成14年(2002年):332人、平成24年(2012年)3月末:122人)全国的にみれば、今後ますます登録者数は、増加していくことが予想されます。

国、県、市・町、企業から市民レベルへとますます交流が進展していくことも予想されます。外国人に対して、言語、文化、生活習慣や社会生活のマナーなどが異なり、排他的な意識や差別が時として生じることがあります。また、行政のサービスが十分に受けられず、生活に困窮する外国人も少なくありません。

同じ人間として、共に生きていく「多文化共生」意識の醸成が必要となっています。

《施策の方向》

いろいろな理由で、日本に住むようになった外国の人達を地域の一員として受け入

れ共に生きていく「多文化共生」意識の醸成のために次のような基本事業を推進していきます。

(1) 国際交流推進体制の支援

交流活動の中心となる国際交流団体の育成、県内関連団体との連携強化等、市民主導の国際交流活動の展開に向けた体制の支援を行います。

(2) 多様な国際交流活動の促進

子どもや大人の国際交流活動の推進や在住外国人への情報提供、市民が多文化理解を深め、市民主体の多様な国際交流活動を促進するとともに、さまざまな分野で外国人にやさしい開かれたまちづくりを推進します。

7 患者等に関する問題

《現状と課題》

感染症（※資料P2）と呼ばれるものには、H I V感染症（※資料P7）、ハンセン病、C型肝炎（※資料P7）等があります。

また、原因不明で治療法が未確立、後遺症を残す恐れが少なくない、いわゆる難病（※資料P5）と呼ばれるものが、厚生労働省難治性疾患克服研究事業と指定したものだけでも150種類を数えます。

感染症や難病に対する誤った認識による誤解などが原因で差別を受けている患者、家族の人たちが少なくありません。感染症患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応することが求められます。これまでの施策を抜本的に見直し、医療に関する総合的な施策の推進を図るため、平成10年(1998年)10月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されました。

エイズ（※資料P1）（後天性免疫不全症候群）は、H I V（ヒト免疫不全ウイルス（※資料P1））の感染による感染症で感染症免疫不全を起こすものです。アメリカでエイズが広がり始めたころ、原因不明の死の病に対する恐怖感に加え、同性愛者や麻薬常習者に患者が多かったことから社会的な偏見が持たれました。また、日本にそのニュースが伝わったところには理解不足による予断や偏見によってパニックも起り、患者に対する排斥などの事象も起きました。現在では、エイズに対する科学的な知識が普及し、医療機関や行政による細かな施策、指導もあり検査や治療が行き届きつつありますが、依然偏見も残っています。

ハンセン病は「らい菌」による感染症で、末梢神経が不能となりやすく皮膚等に変

形をきたすものです。もともと感染はしにくく、プロミンという治療薬が発明されて以降、治療法も確立して完治する病気です。以前は患者の症状や外見から誤った認識がなされました。また、「らい予防法」によって患者の強制隔離がなされ、一般社会から患者が隔離されるというはなはだしい人権侵害がなされてきました。また、残された家族も偏見をもたれるということもあり、長い間患者の人達や家族は苦しめられてきました。平成8年(1996年)に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、国による強制隔離政策は終了しましたが、依然として偏見、差別が存在しています。

《施策の方向》

感染症患者や難病患者への差別は、これらの病気に対する誤った認識や知識不足によることに起因します。正しい知識や科学的な認識によってこれらを克服することができます。そのために懇談会等において啓発活動をすすめ、県保健福祉事務所や医療機関とも連携を図り、教育・啓発活動を推進します。

(1) 正しい知識の普及・啓発活動の推進

H I V感染患者、ハンセン病患者、難病患者等については、誤った知識や認識、誤解に差別や偏見が生じます。正しい理解を深めるために、広報などを通じて情報を提供し、懇談会等を通じて理解を深める場を提供していきます。また学校等教育機関では、子どもたちに感染症や難病についての理解を深める教育を行っていきます。

(2) 相談・支援体制の充実

H I V感染患者、ハンセン病患者、難病患者の人達が安心して相談をしたり、必要な情報を提供できる窓口を設けたり、市の担当部局や県の保健福祉事務所との連携を深めるように努めます。

8 インターネットによる人権侵害

《現状と課題》

総務省「通信利用動向調査」によれば、インターネット利用者数・人口普及率は平成12年(2000年)には、5,593万人(46.3%)だったのが、平成22年(2010年)には9,462万人(72.8%)と驚異的な伸びを示し、インターネット社会の到来となりました。

大変便利になった反面、諸々の弊害も誘発しています。情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が続発し、人権に係る問題となり一度流された情報は、取り返しのつかない事態を引き起こしています。

また、インターネットの情報の中には出会い系サイト（※資料P5）などで青少年が犯罪に巻き込まれたり、暴力や性描写を含むサイトによって子どもたちが好ましからぬ教育環境にさらされたりすることも少なくありません。佐賀県警察本部の調査によれば、平成23年(2011年)4月現在、携帯電話をもつ子どもは、小学生17%、中学生26%、高校生94%となっています。家庭におけるSNS（※資料P7）（ソーシャル・ネットワーク・サービス）や情報機器の正しい認識が必要です。

《施策の方向》

インターネットの正しい利用により人権侵害等を事前に予防し、インターネット本来の目的が達成出来るように、以下のような啓発活動を行い、これからICT社会を生きていく子どもたちのために、学校における情報教育の推進や情報モラルの指導充実に努めます。

(1) 啓発活動の推進

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されたり、人権が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ（※資料P6）事業者や掲示板管理者等に対して、これを開示したり削除したりするよう要請できる法律「特定電気通信役務提供者の賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が平成14年(2002年)5月に施行されました。

このような法的措置の周知を図るとともに利用者一人ひとりが人権問題に対する正しい理解のもと、人権を侵害するようなインターネットの利用をしないよう、啓発に努めていきます。

また、このような事案が発生した場合には、法務局や警察、県と協力しながら人権侵害状況の排除に努めます。

(2) 学校における情報教育の推進

小中学校においても、インターネットは総合的な学習の時間などで設定されている情報教育のみならず、各教科指導においても幅広く教育活動の中に組み込まれるようになり、子どもたちは年少の時からパソコンやインターネットを利用する機会が多くなりました。

情報社会では、一人ひとりが情報化の進展が生活に及ぼす影響を理解し、情報に関する問題に適切に対処し、積極的に情報社会に参加しようとする創造的な態度が大切です。誰もが情報の送り手と受け手の両方の役割を持つようになるこれからの情報社会では、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤

解を生じる可能性も少なくありません。このような情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に対応し、適正な活動ができる考え方や態度が必要となってきました。そこで、学習指導要領では、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしています。

具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどの内容となっています。これらの内容は、情報社会の進展に伴って変化することが考えられ、今後も柔軟かつ適切に対応することが必要です。また、普及の著しい携帯電話をはじめとする、携帯情報通信端末のさまざまな問題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、情報モラルを身につけさせる指導を適切に行う必要があります。

9 人権に関するさまざまな問題

(1) 個人情報の流出に関する問題

行政が把握している住民情報や、企業における顧客情報等があやまって流出し、それが犯罪等に悪用される事象が発生しています。このような事象を防ぐために平成17年(2005年)に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。

本市においても、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正を請求する権利を保障することにより、個人の権利・利益の保護を図り、市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的として「小城市個人情報保護条例（※資料P2）」を制定しました。

これにより、個人の情報を保護し、個人の権利、利益を擁護するよう努めていきます。

(2) 報道被害者の問題

マスメディアの過剰報道による報道被害者問題が少なからず発生しています。記憶に新しいものでは、長野県松本市でおきた松本サリン事件があります。報道関係者の不確かな情報がそのままテレビ、新聞等で流され、被害者であるはずの当事者が犯人にされてしまうという、著しい人権侵害問題でした。

毎日流される大量の情報の中には、予断によるものや不確かなものが含まれることがあり、それによって個人の権利が侵害されることがあります。情報を発信する側も情報を受ける側も正確な内容であるか、確認と監視をしていく必要があります。

(3) 北朝鮮当局による拉致被害者の問題

昭和45年(1970年)頃から昭和55年(1980年)頃にかけて、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)により多数の日本人が極秘裏に拉致され、日本国民に対し生命と安全に大きな脅威をもたらしました。日朝間ではその解決に向けて交渉が続けられていますが、今日に至っても解決がなされずにいます。

拉致被害者問題は、一般市民が何の理由もなく突然連れ去られ、本人の自由と権利が奪われてしまう深刻な人権問題です。その家族にも大きな悲しみをもたらしており、一刻も早い解決が望まれます。

(4) 東日本震災被災者の問題

平成23年(2011年)3月11日14時46分頃、三陸沖を震源地とするマグニチュード^(※資料P6)9.0の巨大地震が発生し、死者、行方不明者併せて2万人を超すという大災害が発生しました。それに付随し、東京電力福島原子力発電所の被害による大量の放射能拡散事故も発生しました。復興庁の平成24年9月の発表では、地震、津波、原発事故によって避難を余儀なくされている方々は、約33万人となっています。

一瞬にして命を、家族を、財産を奪われた人達は、人間が人間らしく幸せに生きる権利を奪われてしまい、放射能汚染によって農水産物が売れないという風評被害も発生し、二重三重の人権を奪われています。避難先での生活を余儀なくされた人達も、避難先で偏見・誤解による差別を受けている状況も発生しています。

日本国民の多くが、東北地方の被災者に連携連帯の意を込めた、救援物資や義援金を送りました。また数多くのボランティアが現地を訪れ活動を行っています。

日本国民が互いに理解し合い、真に人権に目覚めた協力連帯がこれからも必要となっています。

(5) その他の人権問題

このほかの人権問題として、刑を終えた人及びその家族の問題、犯罪被害者及びその家族の問題、ホームレスの問題、アイヌの人々の問題、性的指向^(※資料P4)・性同一性障がい^(※資料P4)の人々の問題、人身取引の問題などがあります。

これらの人権問題についても真摯に対応していきます。

第4章 推進体制の整備

1 小城市における推進体制

本市では、人権施策を市政の重要な柱と位置づけています。本基本方針に基づく人権教育・啓発の総合的な推進を図るため、全庁体制で適切な推進に努めます。

具体的な施策の推進にあたっては、本基本方針の趣旨や内容の徹底を図るとともに、庁内の各部署における事務事業に存在する人権問題について、相互の理解と認識が深まり効果的な施策となるように、これまで以上に連携を深めます。

2 国、県、他の市町及び関係団体との連携

本基本方針の取り組みの実効性をあげるためには、国や県、他の市町との連携を図ることが重要です。このため、国の動きを注視しながら、県及び県内の他の市町との連携を図り、積極的な取り組みを行うよう努めます。

また、人権教育・啓発を推進するにあたっては、行政の中だけでなく、各種の啓発団体、社会教育関係団体等との連携が必要です。

今後はさらに、連携、協力を強化しながら、より効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

3 市民、企業、市民団体等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、市民一人ひとりがその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが必要です。

市が行う人権啓発事業において、市民や企業、市民団体等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取り組みを推進し、市民参加型の効果的な啓発活動を行います。

4 基本方針の見直し

人権の課題は時代の変遷によって変わってきます。本基本方針を推進していく過程において、国内外の社会状況の変化や価値観の変化などによる新たな課題に適切に対応するため、本市ではこのような変化を適切に受けとめ、必要に応じた見直しを適宜行うこととします。

資 料

用語の解説	1
世界人権宣言	8
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	11
小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例	12

用語の解説

【あ】

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

《人種差別撤廃条約》

昭和40年（1965年）国連で採択された条約。締結国が、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。わが国は、平成7年（1995年）12月に批准している。

アジア太平洋障害者の十年(1993-2002)

平成4年（1992年）年4月、「国連・障害者の十年（1983-1992）」に続く取り組みとして、アジア太平洋地域における障がい者への認識を高め、域内障がい者施策の質の向上を目指すために、国連の地域委員会の一つである国連アジア太平洋社会経済委員会(ESCAP)の第48回総会において、日本、中国ほか33か国による共同提案である「アジア太平洋障害者の十年(1993-2002)」の決議が採択された。平成15年（2003年）9月、第59回ESCAP総会において、「びわこミレニアム・フレームワーク」が全会一致で承認された。なお、ESCAPにおいて、「びわこミレニアム・フレームワーク」の達成状況の確認と、同フレームワークの実施に必要なと思われる行動の確認を行うため、2年ごとにフォローアップ会合を開催することとしており、平成16年(2004年)の後期に第1回目の会合の開催を予定している。

インターネット

世界規模のコンピュータネットワーク。アメリカ国防総省が構築した実験的な軍事用ネットワークから発展し、大学・研究機関等のコンピュータの相互接続により、全世界を網羅するネットワークに成長。パソコン通信のように一台のホスト・コンピュータがサービスを提供するのではなく、全世界に分散するサーバーにより運用・管理される。

インターネットカフェ

有料でインターネットにアクセスできるパソコンを利用できる施設のことである。欧米ではサイバーカフェとも言い、日本ではネットカフェ、ネカフェ、ネット喫茶等、様々な略称でも呼ばれる。

インフォームド・コンセント

患者が、医療行為の内容について医師等から十分な説明を受け、納得の上同意すること。

ウイルス

ラテン語で「毒」を意味する言葉。他の生物の細胞を利用して、自己を複製させることのできる微小な構造体で、タンパク質の殻とその内部に詰め込まれた核酸からなる。生物学上は非生物とされている。

エイズ

エイズ（AIDS：後天性免疫不全症候群）は、原因となるウイルスHIV（ヒト免疫不全ウイルス）が人に感染した結果、主に病原体の侵入から生態を守っている免疫系が障がいされて免疫不全状態となり、重症の日和見感染を合併する病気を言う。

小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成17年7月に公布された。小城市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現をめざした内容。

8条から成り、目的、市の責務、市民の責務、施策の推進、啓発活動、推進体制の充実、審議会、委任について規定している。

小城市総合計画

市の目指すべき将来像とその実現に向けた諸政策の方向性を示すもので、市政の最も基本となる計画。小城市総合計画は、平成19年度から平成28年度までの10年間を目標年度としている。

小城市個人情報保護条例

平成18年10月1日に、個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を保障することにより、個人の権利利益の保護を図り、市民の基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に資することを目的として制定され、同日より施行される。

小城市男女共同参画プラン（さくらプラン）

小城市が2007年3月に策定したプランで、「男女が共に認め合い、支え合い、希望あふれる小城市をめざして」というテーマを掲げている。このプランにより家庭や地域・学校・職場などの様々な場において、女性と男性が対等な構成員となり、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向け市が一体となって取り組んでいこうとしている。

小城市要保護児童対策地域協議会

平成19年4月1日より、本市において虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見及び早期対応による適切な保護並びに関係機関の円滑な連携及び協力の確保を図るため、小城市要保護児童対策地域協議会が設置される。

【か】

外国人登録

昭和27年（1952年）から、これまで日本に90日以上在留する外国人は原則として、外国人登録の申請が外国人登録法で義務付けられていた。申請は居住する市区町村長に行い、登録されれば登録証明書が交付され、16歳以上の場合、登録証明書の携帯が義務付けされていた。

この制度が、平成24年（2012年）7月9日に廃止され、これに代わり、3か月以上の正規滞在者のみに身分証「在留カード」を発行する新しい制度がスタートした。

介護保険制度

急速な人口の高齢化の中で、たとえ介護が必要になっても可能な限り、自立した日常生活を営めるよう、利用者の選択により保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するとともに、介護者等の負担軽減も図るなど、老後の不安要因である「介護」を社会全体で支えていくことを目的に創設された制度で、平成12年4月から施行されている。

格差社会

格差社会とは、ある基準をもって人間社会の構成員を階層化した際に、階層間格差が大きく、階層間の遷移が不能もしくは困難である（つまり社会的地位の変化が困難、社会移動が少なく閉鎖性が強い）状態が存在する社会であり、社会問題の一つとして考えられている。

感染症

病原体の侵入増殖によって人体機能が侵害される病気。

涵養（かんよう）

水がしみ込むように、自然に養成すること。

教育センター

佐賀県では、昭和54年（1979年）に、教育関係職員の研修及び教育に関する専門的、技術的事項の研究調査等を行い、並びに情報処理教育に係る生徒の実習の利用に供し、もって教育の充実及び振興を図るため、佐賀県教育センターが設置される。

虚弱高齢者

介護保険法に基づく要介護認定で自立と判定され、要介護の状態ではないが、心身機能の低下や病気などのため、日常生活の一部に介助を必要とする高齢者。

居宅介護（支援）

地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などが、在宅の要支援者や要介護者の依頼を受け、その心身の状況や

おかれている環境、本人や家族の意向などを踏まえ、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助などを定めたサービス計画を作成し、そのサービス計画に基づいた適切なサービス提供がされるよう、事業者や関係機関との連絡調整を行う。

グローバル

全世界的な、世界規模の、地球規模の、意味。
グローバル化は「国際化」と言い換えることが出来る。

ケアマネジメント

介護の必要な障がい者、高齢者に適切な介護計画を立て、それに従って十分なサービスを提供すること。日本では制度としてのケアマネジメントは高齢者支援の領域でまず導入された。そして、介護保険制度の運用システムの中に、ケアマネジメントによる援助技法が活用されたことによって関心が一挙に高まった。しかし、ケアマネジメントは高齢者支援の分野でのみ必要とされる援助技術ではない。わが国ではケアマネジメントという援助技術を必要とする状況が、まず高齢者領域で顕在化したということにすぎない。精神障がい者支援の領域では勿論のこと、知的障がい者、身体障がい者や児童の領域においてもケアマネジメントは活用されつつある。

子どもサポーター

小城市立小・中学校において、就学する児童生徒のうち、様々な理由により学校生活を営む上で集団への不適応感がある児童生徒に対して適切な支援を行い、もって学級授業の成立など、学校の自主的かつ自立的な運営に資するために小城市子どもサポーターを設置し、学校に配置された小城市嘱託職員のこと。

子ども支援センター

小城市教育委員会では、子どもの教育に関する悩みや心配事の相談を受け、解決への援助を行うため、小学生や中学生本人はもちろんのこと、その保護者や教職員等からも

相談を受ける体制をとっている。学習指導その他学校教育に関する専門的知識を有する指導主事や臨床心理・教育の専門的な知識を有する相談員が相談を受ける。

【さ】

児童憲章

日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために定められた児童の権利宣言である。昭和26年（1951年）5月5日、広く全国各都道府県にわたり、各界を代表する協議員236名が、児童憲章制定会議に参集して、この3つの基本綱領と12条の本文から成る児童憲章を制定した。

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。児相とも略称される。すべての都道府県及び政令指定都市に最低1か所以上が設置される。養護相談、保健相談、心身障がい相談、非行相談、育成相談等を行い、精神衛生の知識がある医師、児童心理司、児童福祉司などをおく。

シルバー人材センター

おおむね60歳以上の高齢者を会員とし、その社会参加と生きがいづくりを目的に、就労の場を斡旋するために組織されている。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年（2000年）に、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的としてこの法律が制定された。

人権教育のための国連10年行動計画

平成6年(1994年)12月の国連総会において、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする旨の決議とともに「人権教育のための国連10年行動計画」が採択された。これを受けて、政府は内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、政府として積極的な取り組みをしていくことを確認して、国内行動計画を公表した。

学校、社会、企業、特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進や女性、子ども、高齢者などへの人権教育の推進の在り方をしめしている。

人権擁護委員

地域住民の中にあつて人権擁護活動を行う任務をもった人。市町村長からの推薦により法務大臣が委嘱する。地域においても、自由人権思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害が起きないように監視し、人権を擁護している。

性的指向

性欲や恋愛の方向を表す概念。性的指向が自分にとっての異性に向けられている場合は異性愛者（ヘテロセクシャル）、自分にとっての同性に向けられている場合は同性愛者（ホモセクシャル）、男女両方に向けられている場合は両性愛者（バイセクシャル）、性別を問わない場合は全性愛者（パンセクシャル）、いかなる性別をも性的対象としない場合は無性愛者（アセクシャル）と表現される。性的指向と性自認は次元の異なる概念であり、性同一性障害者においても性的指向は人によって様々である。

性同一性障がい

性自認と身体の性とは、逆の性別である人。平成8年に埼玉医大の倫理委員会の答申では、「生物学的には、完全に正常でありしかも、自分の肉体がどちらの性に所属しているのかをはっきりと認識していながら、その半面で人格的には、自分が別の性に所属していると確信し、日常生活においても、別の性の役割を果たそうとし、さらには、変性願望や性転換願望を持ち、実際に実行しようとする人々で

ある。」と定義されている。

世界人権宣言

昭和23年(1948年)12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定めた。なお、採択された12月10日は「世界人権デー」とされ、わが国では、12月10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のために啓発活動を全国的に展開している。

セクシュアル・ハラスメント

「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、な生活の場で起こり得るもの」であり、日本では、一般的に「セクハラ」と略して、使用されることが多い。また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）では「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該性的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定している。

【た】

地域包括支援センター

平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。各区市町村に設置されている。

超高齢社会

65歳以上の人が総人口に占める割合のことを“高齢化率”という。この高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」ということになる。日本は1970年に高齢化率が7%を

超え、1994年には14%を超えている。2011年10月1日の時点での高齢者人口は過去最高の2,975万人、高齢化率は23.3%となり、日本はすでに超高齢社会に入っている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、高齢者人口は今後も2016年まで増え続ける。その後はやや減少傾向となるが、再び増加に転じ2041年には減少していくと推計されている。高齢化率はさらに上昇し続けて、2013年には25.1%、2060年には39.9%に達すると見込まれている。日本人の3人に1人が65歳以上という“超超高齢社会”になるわけである。

出会い系サイト

インターネットを通じて不特定の男女が出会いを目的としたやり取りをするウェブサイトの総称。

統合失調症

代表的な精神疾患の一つ。19世紀ドイツの精神医学者クレペリンにより早発性痴呆（ちほう）といわれたものであるが、1911年スイスのブロイラーが精神病理学的にとらえ直しスキゾフренияという名を提唱した。日本では直訳した精神分裂病という名称が昭和12年(1937年)より用いられてきた（精神乖離（かいり）症、精神分裂症といわれたこともある）。しかし、精神それ自体の分裂と誤解されやすいこと、患者の人格否定につながるなどの理由から、平成14年(2002年)「統合失調症」に改められた。思春期から青年期に発症する例が多く、放置すると徐々に増悪を繰り返しながら経過し、やがて特有な人格の変化をきたし、周囲に無関心となって自分だけの世界に閉じこもってしまうもの（自閉）である。しかし、早期発見と適切な治療により回復可能であり、再発を防ぐ努力もなされ、以前よりも重篤な状態におちいることが少なくなった。原因は今日なお不明であるが、発生頻度は100人当たり1人といわれている。

【な】

難病

一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指す言葉であり、医学的に明確に定義された用語ではない。「難病」

のうち、治療や療養に関して行政の特別な対策が必要であると指定した疾病を「特定疾患」と呼んでいる。

認知症

成人に起こる認知（知能）障がい。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性でなく慢性に持続することによって、日常生活に支障をきたした状態をいう。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え。

【は】

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

パワーハラスメント

職場でのいじめや嫌がらせ行為の総称。パワハラと略してよばれることが多い。法令や判例などによる定着した定義はないが、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」は、職場のパワーハラスメントを「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義している。

ハンセン病

ハンセン病は、きわめて感染力の弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌性感染症。かつては「らい病」

と呼ばれ、遺伝病のように考えられていた時代もあった。

現在は、1873年にらい菌を発見したノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師の名前をとり、「ハンセン病」と呼ばれている。

プライバシー

他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由。

プロバイダ

通信回線などを通じて、顧客である企業や家庭のコンピュータをインターネットに接続する業者。

母子自立支援員

母子自立支援員は、母子家庭や寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や指導を行う。各都道府県に設置された福祉事務所に配置され、福祉事務所の管轄区域で執務の担当区域ごとに業務にあたっている。母子家庭のさまざまな問題、母親の就職、子どもの教育、母子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対しての相談・指導を行う。

補装具

身体害者が装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。具体的には、義肢（義手・義足）・装具・車いすなどで、杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

ホームページ

インターネット上のWWW（ワールドワイドウェブ）というシステムから情報発信する時、それぞれの利用者の目次に相当するページのこと。

【ま】

マグニチュード

「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（規模）を表すものさし。一方「震度」は、ある大きさの地震が起きた時のわたしたちが生活している場所での揺れの強さのことを表す。マグニチュードと震度の関係は、例えば、マ

グニチュードの小さい地震でも震源からの距離が近いと地面は大きく揺れ、「震度」は大きくなる。また、マグニチュードの大きい地震でも震源からの距離が遠いと地面はあまり揺れなく、「震度」は小さくなる。

マスメディア

マスコミュニケーションの媒体。新聞、出版、放送、映画など。大衆媒体。大量伝達手段。

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

無縁社会

無縁社会とは単身世帯が増え、人と人との関係が希薄となりつつある日本の社会の一面を言い表したもの。NHKにより2010年制作・放送されたテレビ番組による造語。

【や】

ユニバーサル・デザイン

ノースカロライナ州立大学ユニバーサルデザインセンター所長であったロナルド・メイスによって提唱した概念。「できるだけ多くの人が利用可能なデザインにする」ことを基本としている。障がい者に限定せず、自由度が高く、簡単、すぐわかる、危険につながらない、などを原則としている。

【ら】

レクリエーション

仕事や勉強などの精神的・肉体的な疲れを、休養や娯楽によって癒すこと。また、そのために行う休養や娯楽。

ライフスタイル

生活様式。特に環境・趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような個人の生き方。

療育手帳

知的障がい(児)者が福祉サービスを利用する時に必要な手帳。知的障害(児)者に対して一貫した指導・相談を行うと共に、援護措置を受け易くすることを目的としている。障害の程度によって、利用できる福祉サービスが異なる場合がある。

【C】

C型肝炎

C型肝炎ウイルス（HCV）に感染することで発症するウイルス性肝炎の一種。血液が主な感染経路で、輸血による感染や、注射針の複数人への使用、臓器移植などによるとされている。

【D】

DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的、経済的な暴力をいう。殴る、蹴るといった物理的な暴力性だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含めたことをいう。

【H】

HIV感染症

ウイルス HIV(ヒト免疫不全ウイルス)による感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態。

【I】

ICT

Information and Communication Technology 「情報通信技術」であり、情報処理・情報通信分野の関連技術の総称。日本ではIT（情報技術）ということが多いが、国

際的にはICTということが多い。

【P】

PTA

Parent-Teacher Association の略。父母と教師の会。教育効果の向上、子どもの幸福実現を目的とする。1897年アメリカで結成。日本では第二次対戦後設立。普通は学校単位に結成されている。

PR（ピー・アール）

官庁・団体・企業などが、みずからの望ましいイメージ及びその施策や事業内容・主義主張などについて多くの人々に知らせて理解や協力を求める組織的活動。広告。宣伝。

【S】

SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じたりして新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。人のつながりを重視して「既存の参加者からの招待がないと参加できない」というシステムになっているサービスが多いが、最近では誰も自由に登録できるサービスも増えている。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連行総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措施によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊

厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否にかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由

が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。
すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひ

としく開放されていなければならない。

- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

小城市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例

平成17年7月14日

条例第193号

すべての国民は、基本的人権を享有し、日本国憲法に基づき、法の下での平等を保障されている。また、世界人権宣言では、「すべての人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利について平等である」とうたわれている。市民一人ひとりが人間として尊重される真に豊かな社会の実現は私達の願いであると同時に責務である。

しかしながら、今日、部落差別をはじめ、障害者、高齢者、女性、子ども、外国人への差別などさまざまな差別により今なお人間の尊厳が侵されている。

このため、市民一人ひとりが人権意識の高揚に努め、基本的人権が尊重される差別のない明るいまちづくりを進め、もって、市は、すべての市民が安心して暮らせる平等な社会の実現に向けて、たゆまぬ努力を行うことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言の精神にのっとり、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別をなくすとともに、心豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため必要な施策について積極的に取り組み、人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、心豊かな社会を形成するために、行政のあらゆる分野で必要な施策を推進するものとする。

(啓発活動)

第5条 市は、人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、各種団体及び企業・事業者等との密接な連携による啓発活動を推進し、差別を許さない世論の形成及び人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、人権擁護に関する施策を効果的に推進するため、国、県をはじめ関係機関及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項を調査、審議するため、小城市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



小城市

平成25年(2013年) 1月